

仙台塩釜港における「特定利用港湾」への対応について

県が管理する仙台塩釜港について、令和8年3月24日付けで国の「総合的な防衛体制の強化のための公共インフラ整備」に関し、「円滑な利用に関する枠組み」を関係省庁と県との間で確認することの依頼がありました。

県では、本取組の運用に当たり、以下の点について要請の上、「円滑な利用に関する枠組み」を確認した旨、本日、国へ回答しました。

- 地域に不安や懸念が生じることがないように、地域住民や関係市町、港湾関係者等に対して、丁寧な情報提供と説明を行うこと。
- 自衛隊・海上保安庁の運用や訓練等における安全確保に万全を期すこと。
- 民生利用（貨物船、観光船等）に支障が生じないように配慮するとともに、船舶の安全な航行や離岸、接岸に資する水深の確保や航路等の必要なインフラ整備を迅速かつ着実に進めること。 等

特定利用空港・港湾の対応について（宮城県ホームページ）

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kur in/tokutei/tokuteir iyou.html>

【参考】

内閣官房ホームページ

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/koukyou_infra/index.html